# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	池田町個人住民税事務 基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田町は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に 影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態 を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプラ イバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

池田町長

### 公表日

令和5年10月12日

### T 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	個人住民税事務				
②事務の概要	・地方税等の法律及び条例に基づき、個人住民税の賦課とそれに関する調査を行う。 ・住民からの申請に基づき、住民税の情報から所得証明書、課税証明書等を発行する。 ・特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①個人住民税の賦課 ②納税通知書の作成 ③個人住民税に係わる証明書の発行 ④個人住民税に関する情報の照会				
③システムの名称 個人住民税システム、国税連携システム、統合宛名システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル名					

賦課情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

・番号法第9条第1項 別表第一の16の項

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令第16条

- •番号法第9条第3項
- •番号法第19条第9号

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
	番号法第19条第8号 別表第二				
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠):1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項				
	(別表第二における情報照会の根拠):27の項				

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	池田町 住民課
②所属長の役職名	住民課長

#### 6. 他の評価実施機関

なし

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 池田町 総務課 総務係 (長野県北安曇郡池田町大字池田3203-6) 電話:0261-62-3131

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 池田町 総務課 企画係 (長野県北安曇郡池田町大字池田3203-6) 電話:0261-62-3131

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和5年10月12日 時点				
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か		]5年10月12日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[    基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託		[ 0 ]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	。 (委託や情報提供ネットワーク	システムを通じた提						
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ ]#	妾続しない(入手) [ ]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	く選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	<b>务</b> 発							
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					

## 変更箇所

変更日	変更日 項目 変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 3 法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号		
		番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二		
令和4年4月1日	I-5評価実施機関における担 当部署	①部署 総務課 ②所属長の役職名 総務課長	①部署 住民課 ②所属長の役職名 住民課長	事後	
令和4年4月1日	I-8特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問合せ	池田町 総務課 総務係 (長野県北安曇郡 池田町大字池田3203-6) 電話:0261-62-3131	池田町 総務課 企画係 (長野県北安曇郡 池田町大字池田3203-6) 電話:0261-62-3131	事後	